

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

【御意見と御意見に対する考え方】

| 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>変更のない物質の番号をそのままにして、追加分を枝番とし、削除されるものは「削除」とするのがよいのではないか。</p> | <p>法令の一部改正の際のルールに基づき、改正しています。番号のずれが生じますが、本政令の改正前後の対照については本改正別紙 3 の新旧対照表を御参照いただければと思います。</p> |
| <p>政令名は汚染分類だけで統廃合すべきではない。IBC コードの "Product Name" に合わせ、政令名を決めるべきである。また、政令名は IBC コードに記載されている内容と合わせるべきであり、物質の命名のルールについて、IBC コードでの品名を変え</p> | <p>政令に規定する物質名については、法令の明確性、整合性等の観点から、以下の方針に基づき、命名しています。なお、御意見を踏まえ、IBC コード上の物質名（英語）との対応を明らかにするために、IBC コード上の物質と政令に規定している物質との対応表を作成し、掲載いたしましたので（別紙 5 参照）、御参照いただければと思います。</p> <p>（命名方針）</p> <p>I 現行及び旧海防法施行令（平成 18 年政令第 328 号による改正前の海防法施行令）又は他法令に掲載されている物質については、それらに掲載されている名称を採用。</p> <p>II それらに掲載されていない新しい物質名については、従来の命名法にならって次のような方針を採用。</p> <p>1. 化学的に単一な物質</p> <p>（1）化学的に成分、組成や構造が定まった単一物質の名称は、原則として国際的に認められた学術的命名法（IUPAC 命名法）によっている。</p> <p>（2）単一物質であっても、IBC コード上 IUPAC 名と異なる名称（いわゆる「慣用名」）が与えられているものがある。これらについては、公知の文献（「化学大辞典」共立出版刊等）に掲載されているもの限り、類似物質の IBC コード上の名称との整合性に留意しつつ、適宜政令名として使用している。</p> <p>2. 異性体や同属物質の類名称</p> <p>（1）IBC コード名の中には、構造の類似するいくつかの化学物質（異性体など）を包含する IUPAC 命名法に馴染まない広い名称があり、これらの類名称については政令上もこれに対応する慣用名を用いている。</p> <p>なお、条約上このような慣用名と、その一部である名称とがともに掲名されている例がある。この場合の政令名の取扱いはそれぞれの汚染分類の関係により異なる。</p> <p>ア) 同一分類の場合：類名称のみを掲名</p> |

- イ) 分類が異なる場合：類名称から一部を除き、両方を掲名
- (2) 類名称で示される物質群と、それらの混合物をひとつの政令名で掲名する場合がある。この場合、掲名の範囲内の一部物質の汚染分類が異なるときは、政令名では、「{物質の範囲} ([一部物質]を除く。) 及び {物質の範囲} の混合物」とし、一部物質を別途掲名する。

3. 一般的な混合物の命名

- (1) 天然油脂等多数の化学的単一物質の混合物であって、個々の構成物質によってではなく、原料やその反応生成物の名称を用いて条約上表記されているものは、もっぱら該当する慣用名によっている。
- (2) IBC コード上異種の物質の混合物として表記されているものは、「・・・及び・・・の混合物」と掲名している。